

2024 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ハンズ
(コード番号 5077 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 長島 宏
問合せ先 専務取締役管理本部長 鈴木 新
T E L 03-5778-9188
U R L <https://www.kkhands.co.jp>

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案（以下、「本議案」という。）を、2025年1月30日（木）開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議議案の内容

当社の取締役の報酬等の額は、2021 年 9 月 29 日開催の第 31 回定時株主総会において年額 150 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただいておりますが、このたび当社では、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、会社法第 361 条の規定に基づき、これらの報酬枠とは別枠として、当社の取締役（非業務執行取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 100 百万円以内とするとともに、ストック・オプションの内容を下記のとおりとすることについて、併せてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

2. 新株予約権の上限及びその内容

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の数の上限は、年 21,000 個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、1 株とする。

なお、新株予約権の割当日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,750 円とする。本新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 **TOKYO PRO Market** に上場しているが、流動性が低い等の理由から、株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、本新株予約権の発行に際して定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるディスカウント・キャッシュ・フロー法及び修正簿価純資産法を基礎として、当社から独立した第三者機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社に本新株予約権の発行価額の公正価値算定を依頼し、同社が算出した株式価値を参考に行使価額を決定した。また、より慎重な手続きを経る観点から、当社は 2025 年 1 月 30 日開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認を受けることを条件に、ストック・オプションとして新株予約権を発行することとした。

(5) 行使価額の調整

割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行及び処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & \text{新規発行株式数} \times \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{1株当たりの時価}} \\ & & \text{株式数} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から、当該割当日の翌日から9年11ヶ月を経過する日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議で承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(5)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記(8)に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(7)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記（９）に準じて決定する。

（11）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（12）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（13）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する株主総会又は取締役会において定める。

以上